

ディビジョン番号	18
ディビジョン名	環境・安全化学・グリーンケミストリー・サステイナブルテクノロジー

大項目	5. 安全・教育・リスク管理
中項目	5-1. 化学物質管理
小項目	5-1-2. 化学品の流通とラベリング

概要（200字以内）

国際的な潮流として、化学品分類表示調和システム(GHS)の導入が進められつつある。この動きを受けて、安衛法の一部改正があり、表示、MSDS 制度の改正が行われ、事業者は、その対応に努力している。日化協は、JIS 改訂・制定に合わせて、MSDS 作成指針の改訂、ラベル表示作成指針を策定し、その普及に努めている。一方、危険物輸送における表示として、「容器イエローカード」制度を自主的取り組みとして推進している。

GHS と安衛法・全体作業フロー

⑤ ラベル  
表示対象物質及び混合物  
92+8-1=99

⑥ MSDS  
通知対象物質及び混合物  
638+3-1=640

現状と最前線

1. はじめに

GHS (Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals) は、化学品の危険有害性情報を、世界統一の判定基準で分類し、その結果に基づいて絵表示、注意喚起語、危険有害性情報、取扱い上の注意書き等をラベルやMSDSに記載するシステムである。

2. GHS の導入

わが国においても GHS の実施にむけて準備が進められている。2001 年、政府は、関係する省庁の部局と専門家で構成する関係省庁連絡会議を発足させ、GHS の内容を検討する国連経済社会理事会 GHS 小委員会 (UNSCEGS) の対処方針の検討、GHS の翻訳作業、法対象物質の分類作業、混合物分類ソフトの開発等を行っている。今後 GHS の実施に関連する法令の改正が必要なものは順次行われるものと思われる。その第 1 段として労働安全衛生法の改正が 2005 年 11 月に行われ、2006 年 12 月から施行された。

3. MSDS

GHS 導入に伴い、事業者は、MSDS の GHS 対応が必要となる。MSDS に関する JIS Z 7250-2000 も 2005 年まで有効の暫定事項を含んでいたこと及び新たに GHS を取り入れることになり、この定期見直し時期にあわせて全面改訂され、2005 年 12 月に JIS Z 7250-2005 が発行された。これを受けて、日本化学工業協会（以下日化協）では、国内での MSDS の作成に利用されている、指針

(指針-2001) を改訂した。今後、この指針 (指針-2005) で MSDS を作成していくこととなる。

#### 4. ラベル表示

GHS に基づくラベル表示に関する新たな JIS Z 7251 も 2006 年 3 月に制定された。MSDS に関する JIS 規格(JIS Z 7250)においても GHS 分類に従って絵表示(ピクトグラム)を記載する事になっているが、この規格では化学製品のラベルに必要な情報として

- a) 危険有害性を表す絵表示
- b) 注意喚起語
- c) 危険有害性情報
- d) 注意書き
- e) 製品の名称
- f) 供給者名

の 6 点を定めている。GHS に従って分類した結果、引火性ガス、発がん性といった危険有害性を示すクラス及び各クラス内の危険有害性の程度に基づく区分に従ってそれぞれに割り当てられた絵表示や注意喚起語と危険有害性情報を使用してラベルを作成する手順を規定している。JIS の制定に合わせ、日化協は、ラベルの作成指針を策定し、従来の MSDS の作成指針との両方を包含する形で、GHS 対応ガイドライン(暫定版)としている。ラベル表示については、該当の法規の表示をどうするか、安衛法以外では明確になっていない。ただ、事業者が自主的に行ってきた PL 表示については、GHS 対応が必要であろう。

#### 5. 危険物輸送に於ける表示

一方、化学物質の輸送時の事故において、緊急応急措置の情報提供するものとして、イエローカード制度がある。しかし、化学品荷姿が容器・包装品の場合、混載便あるいは小容量の輸送ではイエローカードを携行することが困難な場合がある。「容器イエローカード」はそれを補完する制度として、日化協が普及を推進している。

具体的には、事業者が日化協発行の「物流管理指針」に基づいている「緊急時応急措置指針」に従い、化学品の容器・包装品に表示するラベルに指針番号及び国連番号を追加表示し、事故時の緊急応急対応者（公設消防、警察等）が、指針番号と「緊急時応急措置指針」から応急措置の情報を入手できるようにするものである。物流安全のレスポンシブルケア活動の一環として容器イエローカードを導入することが望まれる。

#### 将来予測と方向性

- ・ 5 年後までに解決・実現が望まれる課題  
化学物質から開始し混合物に展開する、GHS の段階的な各法規への導入。  
十分な経過措置を持った同時期での各法規への導入。
- ・ 10 年後までに解決・実現が望まれる課題  
事業者の自主的な表示を含めた、GHS 導入。  
国際的な調和の実現。

#### キーワード

GHS・MSDS・ラベル表示・イエローカード

(執筆者：池田 良宏)